

ら せ



平成 8 年 度 婦 人 の 海 外 派 遣

視察国・日程等

イギリス・アイルランド班

10月10日～26日 17日間

費用 552,000円

ギリシャ・ブルガリア班

10月15日～31日 17日間

費用 508,000円

アメリカ南部・コスタリカ班

10月9日～25日 17日間

費用 634,000円

韓 国 班

10月17日～28日 12日間

費用 330,000円

(各班共通・事前・事後研修費) 50,000円

推薦書の提出期限 3月12日

※派遣者には一人15万円の補助がでます。

派遣主体 山梨県教育委員会

詳細は市教育委員会にお尋ねください。

桂川・相模川流域 シンポジウム開催

山梨県と神奈川県では、桂川・相模川の流域環境を保全するため、「桂川・相模川流域環境保全事業」を実施しています。

この事業の一環として、次のとおり両県共同で流域シンポジウムを開催します。

日 時 3月16日 午後1時～

場 所 大月市民会館

テ ー マ 「交流と連携の序章」

基調講演 大山のぶ代さん

問合せ先 山梨県環境局環境総務課

☎0552(23)1502

資源ごみ分別収集日程

3月3日(第1日曜日)…東桂地区

3月10日(第2日曜日)…禾生地区

3月17日(第3日曜日)…盛里地区

3月24日(第4日曜日)…(三吉地区

開地地区

米穀の精米表示が変わります

新食糧法の施行に伴いお米袋の表示が変わります。

新しい表示方法については、4月1日から以下のように変わる予定ですので、購入する時の目安として確認してください。

食糧庁精米表示基準に基づく表示				
品 名	産 地	品 種	産 年	使用割合
原料玄米				
正味重量				
精米年月日				
販売業者 または 精米工場名				

精米表示基準の概略

1 品名欄「精米」「もち精米」「胚芽精米」

2 原料玄米

①使用割合の合計が60%までに達するまで記載し、使用割合の多い順に産地・品種・産年の3項目お

よび使用割合を記載することを基本とし、残りは一括して「その他○○%」と記載できる。②産地欄および品種欄は、原則として、検査によって証明された産地品種銘柄の産地名および品種名を記載する。③産年欄には、原則として、検査によって証明された生産年度を記載する。

3 精米年月日 とう精された年月日

4 販売業者または精米工場欄に、氏名または名称、住所および電話番号を記載

問合せ先 県庁 園芸農蚕課・農産食糧担当 ☎0552(23)1612

南都留地方振興事務所・地域農政課 地域整備担当 ☎(45)7803

米穀の販売を行うには(小売業)

平成7年11月1日「主要食糧の需給および価格の安定に関する法律(新食糧法)」に基づく新しい食糧制度がスタートしました。

米穀の販売事業を行うには、今までの「許可」ではなく、「登録」が必要となります。

①申請期日等 4月1日から4月30日の間に、市商工観光課へ提出してください。

②登録の期日 6月1日(県よりの通知により登録を完了)

③有効期限 登録を行った日から起算して3年間

④登録の要件 ア 資金信用要件(営業を行うことができるか)

イ 売り場要件(使用することができるのか)

ウ 不処罰要件(本法による罰金等の処罰を受けていないこと)

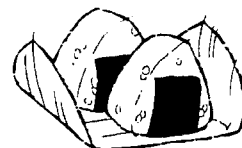
エ 譲り受けの場合はすべてを承諾すること

⑤手 数 料 登録申請手数料

(9千円に販売所の二店目から5千円×店舗数を加算)

(山梨県収入証紙を申請書に添付)

問合せ先 南都留地方振興事務所☎(45)7803・市商工観光課



用途地域が 変わります

(4月1日告示予定)

昨年から広報でお知らせしている用途地域の変更に
ついて四月一日に決定・告示する予定となりました。
この用途地域は、告示の日
から効力を生じます。建築
物の規制等が変わりますので
注意してください。
詳しいことは四月号でお
知らせします。

問合せ先 都市計画課